

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）において実施する共同研究に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 共同研究 法人が法人以外の外部の機関（以下「共同研究機関」という。）と共同して行う研究をいう。
- 二 研究担当者 共同研究を担当する法人の教員をいう。
- 三 特許権等 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他これらに準ずる権利並びにこれらの権利を受ける権利をいう。

(実施の基準)

第3条 共同研究は、原則として共同研究機関から研究に要する経費（以下「共同研究費」という。）又は共同研究費及び研究員を受け入れて行うものとする。

2 共同研究は、法人の教育研究上有意義であり、かつ、教育研究業務に支障を生じる恐れがないと認められる場合に限り、受け入れることとする。

(共同研究の申込み)

第4条 法人に共同研究を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、共同研究申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）及び共同研究費内訳書（様式第2号。以下「内訳書」という。）に共同研究計画書（様式第3号。以下「計画書」という。）を添付して、理事長に提出しなければならない。

(共同研究受入れの決定)

第5条 理事長は、前条の申込書等を受理したときは、研究推進委員会の意見を聴き、受入れの可否を決定する。

2 理事長は、前項により共同研究の受入れの承認を決定したときは、共同研究受入れ承認決定通知書（様式第4号）により、共同研究機関及び研究担当者に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 理事長は、前条第1項により共同研究の受入れを承認したときは、速やかに、所定の共同研究契約書を標準として、共同研究機関と契約を締結するものとする。

2 前項で締結した契約は、共同研究機関において一方的に解除することはできないものとする。

(共同研究費)

第7条 法人は、本学の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 共同研究機関は、謝金、旅費、消耗品費、設備備品費等共同研究の遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）及び事務費等当該研究の遂行に要する直接経費以外の経費（以下「間接経費」という。）並びに消費税、地方消費税を負担するものとする。

3 共同研究機関は、契約締結後、指定された期日までに共同研究費を納入しなければならない。

4 納入された共同研究費は原則として返還しない。ただし、第9条の規定により共同研究を中止した場合において、納入された共同研究費のうち直接経費の不用額の範囲内において、その全部又は一部を共同研究機関に返還することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、法人は必要に応じ、予算の範囲内で共同研究費の一部を負担することができる。

- 6 間接経費は、原則として直接経費の10パーセントに相当する額とする。
- 7 共同研究費は、法人の財務に関する規程等に基づいて管理するものとする。  
(設備等の取扱い)

第8条 共同研究費で法人が取得した設備等は、法人の所有に帰属するものとする。

- 2 法人は、共同研究の遂行上必要な場合には、共同研究機関からその所有に係る設備を使用して研究することができる。ただし、当該設備を法人に搬入することが困難である場合には、共同研究の実施上必要な範囲で、当該設備が所在する施設において共同研究を行うことができる。  
(研究の中止または期間の延長)

第9条 研究担当者は、共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、共同研究(中止・期間延長)申請書(様式第5号)により、速やかに理事長に報告するものとする。

- 2 理事長は、前項の報告があったときは、研究推進委員会の意見を聴き、やむを得ないと認めるときは、共同研究機関と協議のうえこれを中止し、又は期間を延長することができる。
- 3 理事長は、前項により共同研究を中止し又は期間を延長することを決定したときは、共同研究(中止・期間延長)決定通知書(様式第6号)により共同研究機関に通知するとともに、必要に応じて当該研究の変更契約を締結するものとする。

(共同研究の完了報告)

第10条 研究担当者は、共同研究完了後速やかに、共同研究完了報告書(様式第7号。以下「報告書」という。)により、理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告書を受領したときは、共同研究完了成果報告書(様式第8号)により、共同研究機関に対して当該共同研究の成果を報告するものとする。

(研究成果の公表)

第11条 理事長は、共同研究に係る研究成果の公表時期及び方法等について、共同研究機関と協議のうえ定めるものとする。

(特許権等の承継)

第12条 本学は、公立大学法人埼玉県立大学発明等取扱規程に基づき、研究担当者等から共同研究の結果として生じた特許権等を承継することができる。

(特許の出願等)

第13条 理事長又は共同研究機関は、研究担当者又は研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明を行った場合において、特許を出願しようとするときは、当該発明が独自に行われたことについてあらかじめ相手方の同意を得るものとする。

- 2 理事長及び共同研究機関は、研究担当者又は研究員が共同研究の結果共同して発明を行った場合において、特許を出願しようとするときは、所定の共同出願契約書を標準として持ち分等を定めた上で共同出願を行うものとする。

(優先的実施権)

第14条 理事長は、共同研究の結果生じた発明であって、法人が承継した特許権等を、共同研究機関又は共同研究機関が指定する者に限り、出願の日から10年を超えない範囲において優先的に実施させることができる。

- 2 理事長は、共同研究の結果生じた発明であって、法人及び共同研究機関の共有に係る特許権等を、共同研究機関の指定する者に限り、出願の日から10年を超えない範囲において優先的に実施させることができる。
- 3 理事長は、共同研究機関又は共同研究機関が指定する者が、当該優先的な実施権を正当な理由なく実施しないとき、又は当該特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、共同研究機関又は共同研究機関が指定する者以外の者に対し、当該特許権等の実施を許諾することができる。
- 4 理事長は、共同研究機関又は共同研究機関が指定する者から当該優先的実施の期間を更新したい

旨の申し出があった場合には、更新することができる。

(実用新案権等への準用)

第15条 前2条の規定は、実用新案権、意匠権及び商標権その他これらに準ずる権利並びにこれらの権利を受ける権利に準用する。

(受入れの特例)

第16条 申込者が国、地方公共団体又はこれに準ずる団体である場合で、法令や申込者側の内規等で共同研究が規定されているため、本規程により難しい部分がある場合は、本規程のうち該当する部分を適用しないことができる。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

共同研究申込書

第 号  
年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

(申込者)  
所在地  
名称  
代表者 印

公立大学法人埼玉県立大学共同研究取扱規程第4条により、下記のとおり共同研究を申し込みます。

- 1 研究題目
- 2 研究の目的・内容
- 3 研究経費負担額 円  
(内訳は「共同研究費内訳書(様式第2号)」のとおり)
- 4 研究期間 年 月 日 ~ 年 月 日 まで
- 5 共同研究者氏名
- 6 希望する本学担当者の所属・職・氏名
- 7 研究用機器等の提供の有無 有 ・ 無 (いずれかを○で囲む)  
(有の場合) 機器等の名称  
研究完了後の取扱い 返却 ・ 寄附 (いずれかを○で囲む)

---

共同研究引受内諾書

年 月 日

上記の共同研究の受入れが承認された場合は、研究を担当することを承諾します。

研究担当者 所属・職・氏名 印

所属長氏名 印

共同研究費内訳書

1 申込者 所在地

名称

2 研究題目

3 共同研究費負担額

円

(内訳：消費税等含む)

費目	金額(円)	内訳
消耗品費		
備品費		
印刷製本費		
旅費交通費		
通信運搬費		
報酬		
その他		
直接経費計(a)		
間接経費(a×0.1)		
共同研究費計		

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

共同研究担当者  
所属・職・氏名

印

共同研究計画書

公立大学法人埼玉県立大学共同研究取扱規程第4条の規定により、下記のとおり共同研究計画書を提出します。

1 申込者の所在地・名称

2 研究題目

3 研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 研究組織

5 研究の目的

6 研究の内容

7 研究の方法

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長

印

共同研究受入れ承認決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました共同研究については、下記のとおり受け入れることを承認しましたので、公立大学法人埼玉県立大学共同研究取扱規程第5条の規定により通知します。

記

1 研究題目

2 研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 研究担当者所属・職・氏名

4 研究費負担額 円

5 研究の目的

6 研究の内容

7 その他

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

共同研究担当者所属・職・氏名

印

共同研究（中止・期間延長）申請書

年 月 日付けで契約を締結した共同研究については、下記のとおり（中止・期間延長）したいので申請します。

記

1 共同研究機関

（1）所在地

（2）名 称

2 研究題目

3 中止・期間延長理由

4 研究期間

（1）従 前： 年 月 日 から 年 月 日まで

（2）変更後： 年 月 日 から 年 月 日まで

年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長

印

共同研究（中止・期間延長）決定通知書

年 月 日付で契約を締結した共同研究（研究題目： ）  
については、下記のとおり（中止・期間延長）することに決定しましたので、公立大学法人埼玉県立  
大学共同研究取扱規程第9条の規定により通知します。

記

1 中止・期間延長理由

2 変更後研究期間

年 月 日 から 年 月 日まで

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

研究担当者所属・職・氏名

印

共同研究完了報告書

年 月 日付けで契約を締結した下記の共同研究については、年 月 日に完了しましたので、公立大学法人埼玉県立大学共同研究取扱規程第10条の規定により報告します。

記

1 共同研究機関

- (1) 所在地
- (2) 名 称

2 研究題目

3 研究費 円

4 研究結果概要

※ 研究結果報告書（様式任意）を添付すること。

様式第8号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長 印

共同研究完了成果報告書

年 月 日付で契約を締結しました共同研究については、年 月 日に完了しました。

つきましては、公立大学法人埼玉県立大学共同研究取扱規程第10条の規定により、別添のとおり研究成果を報告します。